

# 岩谷地区防災計画

岩谷地域自治会（岩谷地区防災組織）

2020年（令和2年）3月12日作成

## 目次

1	目的	1
2	地域の特性と予想される災害	2
	（1）地域の特性	2
	（2）予想される災害	2
3	基本方針	4
4	活動方針	5
	（1）平常時の対応	5
	（2）災害時の対応	5
	（3）避難行動要支援者等への支援	6
5	地域の防災対策	7
	（1）岩谷地区の状況	7
	（2）自主防災組織の編成及び任務分担	8
	（3）防災知識の普及・啓発	11
	（4）地域の災害危険の把握	11
	（5）資機材、器具等の点検	11
	（6）防災訓練の実施	14
6	避難計画	15
	（1）情報の収集・伝達	15
	（2）避難	16
	（3）救出・救助	17
	（4）給食・給水	18
	（5）避難行動要支援者への支援体制の整備	18
7	計画の見直し	19

### (資料編)

#### 【資料1】チェックリスト

- 1 地域の危険な場所チェックリスト
- 2 自主防災活動（共助）チェックリスト
- 3 我が家の防災力（自助）チェックリスト

#### 【資料2】家庭での防災・減災対策

#### 【資料3】危険箇所マップ

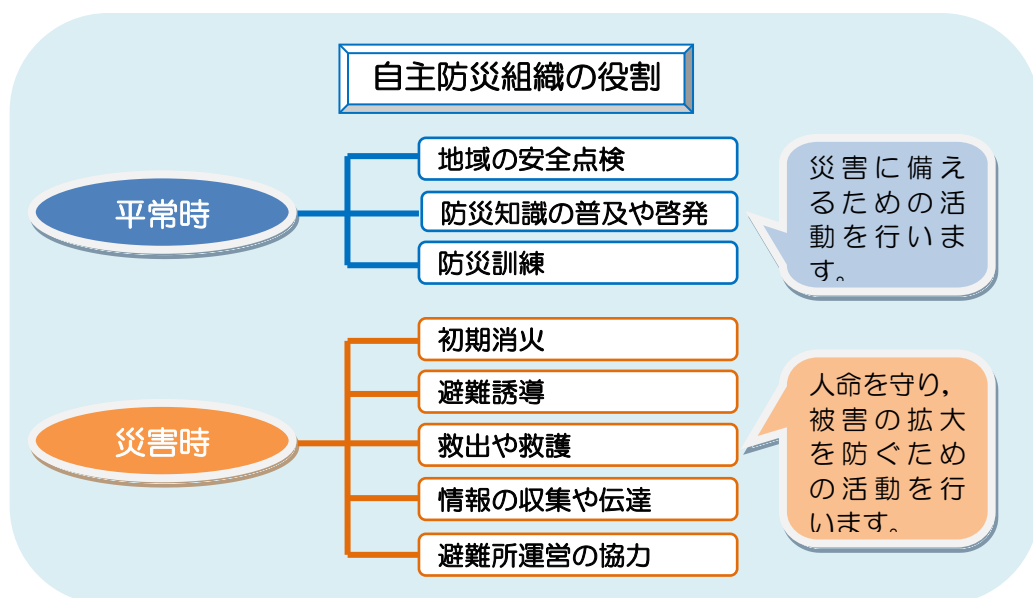
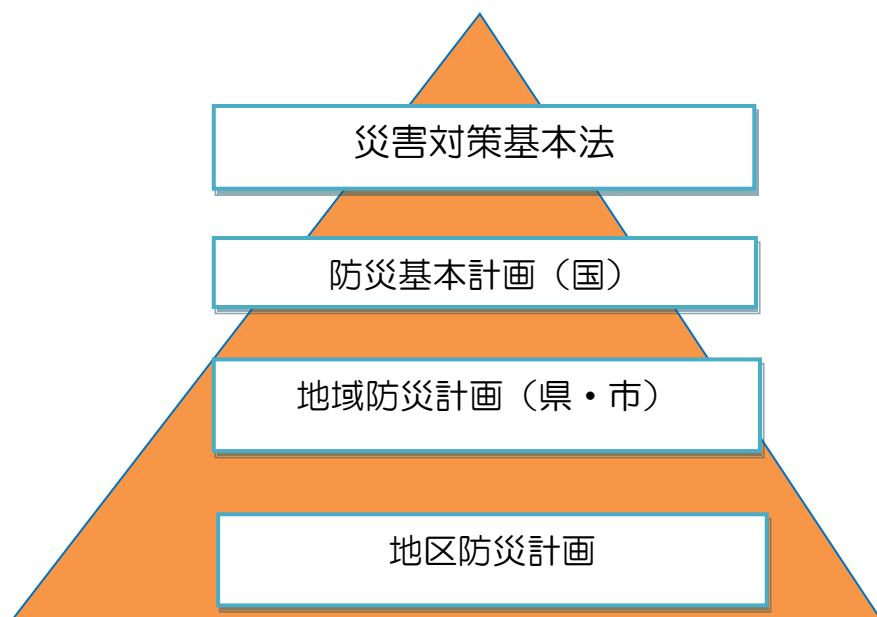
# 1 目的

平成30年7月豪雨は、かつて経験をしたことのないような降雨による肱川の氾濫により、多くの生命財産に甚大な被害をもたらしました。

未曾有の豪雨や地震を端緒とした地滑り等の複合災害が発生した場合、生命の危機をさらに増幅させ、地域の壊滅的な被害を想定しておかなければなりません。

災害が発生した直後は、道路の寸断、火災の同時多発などにより、消防や警察などの防災機関が速やかに対応できない可能性があります。そんなとき力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。

私たちの地域では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、地域のみんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。



## 2 地域の特性と予想される災害

### (1) 地域の特性

- 山に囲まれた家屋等が多い地域である。
- 砂防ダムに指定された場所がある。(下嵯峨谷地区)
- 土砂災害警戒区域に指定された場所がある。  
(下敷水・上敷水・菟野尾・下嵯峨谷地区)
- 敷水地区のかわかみ荘の所で土砂災害があった。
- 埋め立てた造成地に自治センター、市営住宅が建てられる予定である。
- 急傾斜地崩壊危険箇所に指定された場所がある。  
(下嵯峨谷・菟野尾・上敷水地区)
- 土石流危険渓流に指定された川がある。  
(上敷水川・中敷水川・敷水川・菟野尾川)
- 積雪により生活に大きな影響が生じる可能性がある
- 南海トラフ地震による震度想定は、概ね6強である。

### (2) 予想される災害

- 集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風により次の被害が想定される。  
河辺川の氾濫で、入船橋・岩谷橋の損壊  
敷水地区・上敷水地区・菟野尾地区でがけ崩れ  
倒木により市道等が通行止め、孤立。全地区の恐れ
- 地震による被害（図2）（30ページ「危険箇所マップ」）  
各地区で家屋の倒壊や火災  
敷水地区・上敷水地区・菟野尾地区でがけ崩れ  
入船橋・岩谷橋の損壊
- 暴風（竜巻など）による被害  
家屋や電柱の倒壊  
土砂災害により県道・市道等が通行止め。孤立
- 暴風による被害  
家屋や電柱の倒壊
- 大雪による被害  
積雪による通行不能  
倒木による停電

地震震度想定図

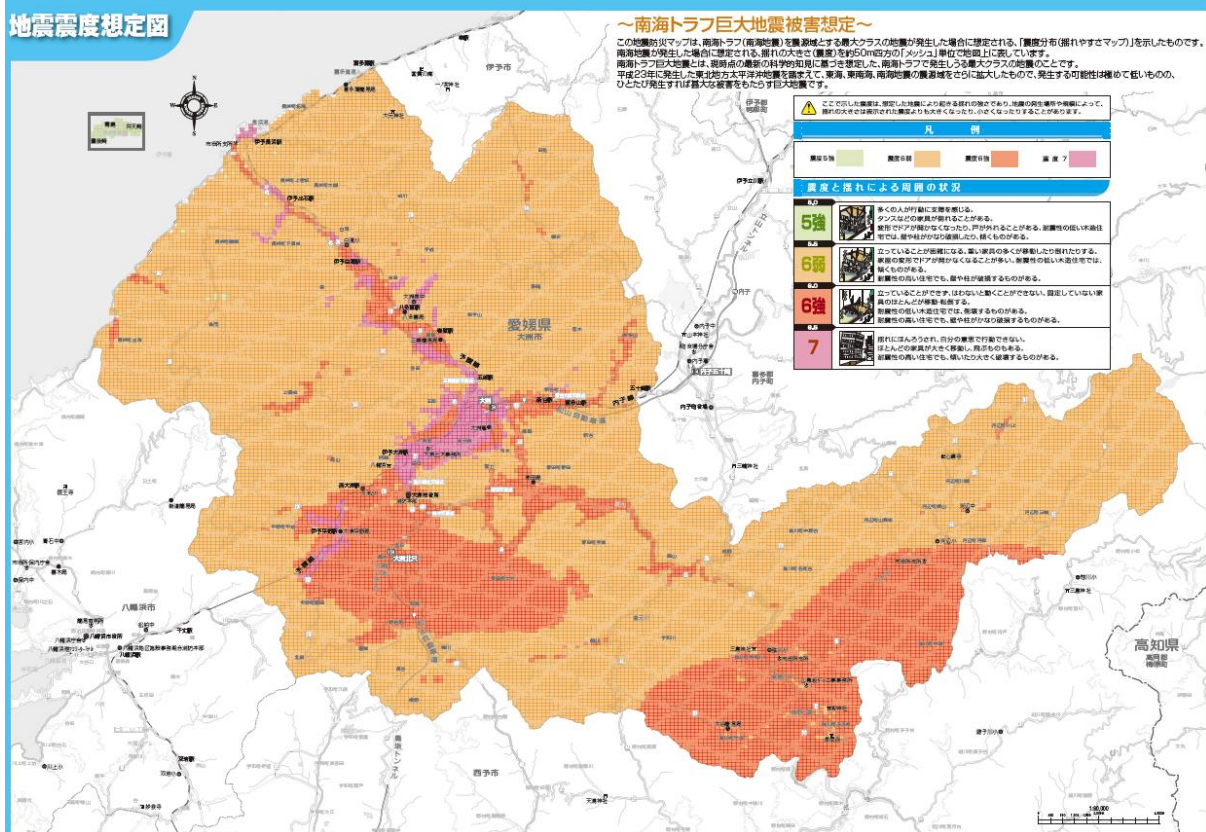


図1 南海トラフ巨大地震時の震度想定 (岩谷地区は6強)

### 3 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、地区住民一人ひとりの自覚と努力により、できるだけ被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本方針とします。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視した対策を講じることとします。

また、防災対策は、自分の命は自ら守る「自助」を実践した上で、地域においてお互いに助け合う「共助」に努めることとし、行政による「公助」での補完体制を基本として、それぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施します。

これら「大洲市地域防災計画」の基本方針に基づき、岩谷地区においては、地域住民自らが災害への備えを実施し、「自分たちの地区は自分たちで守る」という心構えで、お互いが助け合いながら自発的に行う防災活動を推進し、災害に強いまちづくりを進めます。

## 4 活動方針

### (1) 平常時の対応

いざというときに地域の力が発揮できるよう、地域みんなで協力して防災活動に取り組みます。

#### ア 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地域住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地域住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

#### イ 地域の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地域の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

#### ウ 防災資機材の整備

防災資機材は、災害発生時に活躍します。地域で防災資機材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

#### エ 防災訓練

防災訓練は、いざというとき、あわてず、的確に対応するための欠かせない活動です。地域住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

### (2) 災害時の対応

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。公共機関（市役所・消防署など）とも連携しながら、みんなで力を合わせて活動します。

#### ア 情報の収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地域住民に伝達します。また、地域の被災状況や火災発生状況などを取りまとめ、公共機関などへ報告します。

#### イ 救出・救助活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

ウ 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

エ 医療救護活動

医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送します。

オ 避難行動

お互いが声を掛け合い早めの避難を心掛けます。

また、避難所の運営に積極的に関わり住民による自主的な運営につなげます。

カ 給食・給水活動

地域で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

### (3) 避難行動要支援者等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障害者、子どもなど、特に配慮を必要とする人（要配慮者）です。こうした要配慮者のうち避難行動に特に支援を要する人（避難行動要支援者）を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。

ア 避難行動要支援者の身になって、防災環境の点検・改善を行う。

目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかななどを点検し、改善に努めます。

イ 避難するときは、しっかり誘導する。

隣近所の助け合いが重要です。一人の避難行動要支援者に複数の避難支援者を決めておきます。

ウ 困ったときこそ温かい気持ちで接する。

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や避難行動要支援者には、思いやりの心を持って接します。

エ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に避難行動要支援者とのコミュニケーションを図ります。



## 5 地域の防災対策（具体的な対策）

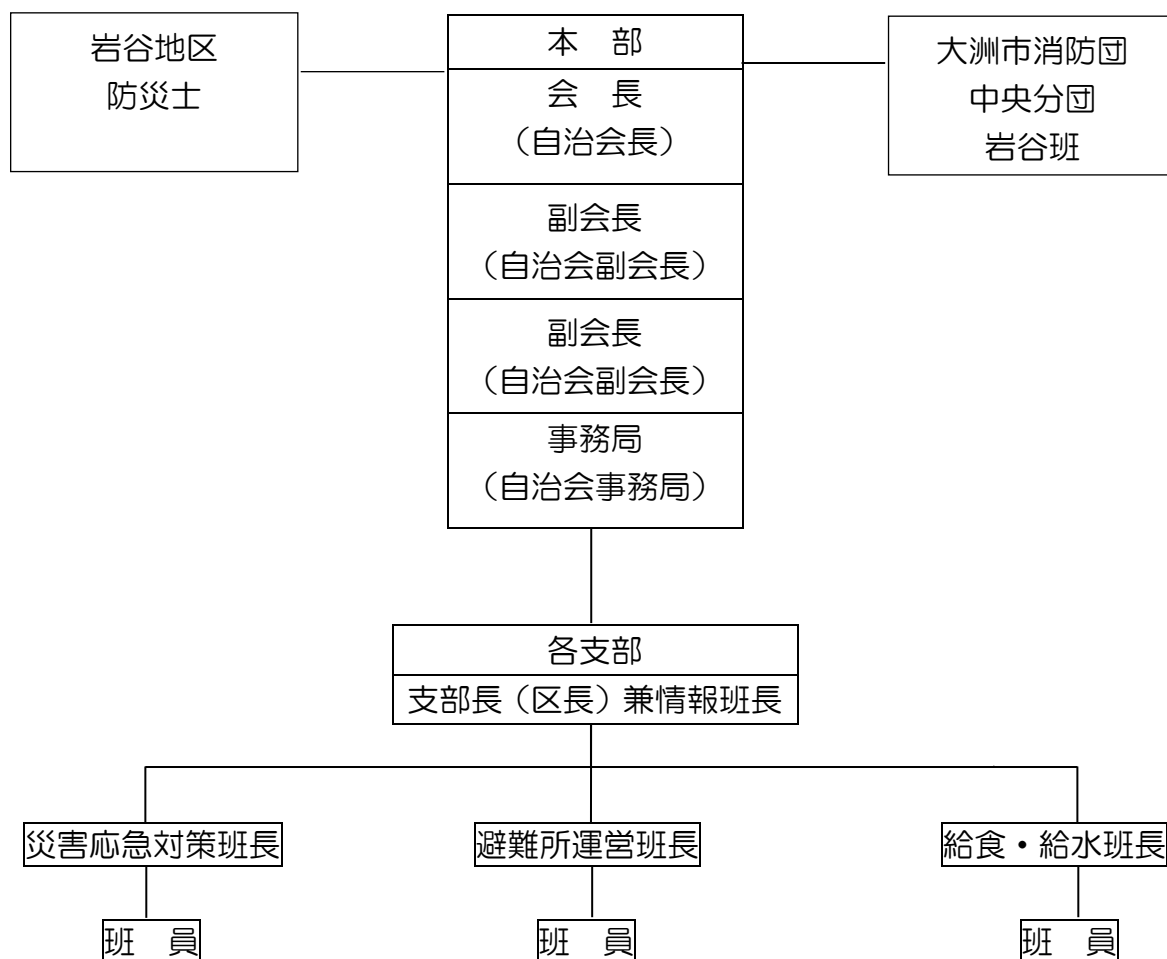
### （1）岩谷地区の状況

自治会名	地域の状況		
岩谷地域自治会	世帯数：50 人口：91	2019.4.1 現在	
1 自主防災組織の体制	役員		電話番号
	会長		
	事務局		
	情報・災害応急対策班長（副会長）		
	給食・給水班長（副会長）		
2 避難場所等	施設名	収容人数	管理者
①避難場所 （地域指定）	敷水集会所	30	区長
	上敷水集会所	15	区長
	菟野尾集会所	15	区長
	上嵯峨谷集会所	10	区長
	下嵯峨谷集会所	16	区長
	本願寺（椽の木瀬）	40	
②指定緊急避難場所（市指定）	旧岩谷小学校（岩谷ふれあい広場）	6,400	
③指定避難所	岩谷自治センター	40	TEL 0893-34-2974
	旧岩谷小学校	240	
	特別養護老人ホームかわかみ荘	280	TEL 0893-34-2655
3 緊急時の連絡先	連絡先		電話番号
	防災行政無線テレホンサービス		TEL 0120-00-8863
	大洲市役所		TEL 0893-24-2111
	肱川支所地域振興課		TEL 0893-34-2311
	大洲消防署川上支署		TEL 0893-34-2851
	大洲警察署肱川駐在所		TEL 0893-34-2201
	四国電力(株)送配電カンパニー大洲事業所		TEL 0120-410-772
	(株)NTT西日本		TEL 0120-116116
4 その他特記事項			

## (2) 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効率的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため、次のとおり防災組織を編成します。

### 【岩谷地区自主防災組織図】



自主防災組織の本部及び支部の活動分担は次のとおりとします。

**【自主防災組織・本部の任務】**

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
○組織の運営指導	○各支部、各班の動員
○防災計画、組織員の招集計画及び訓練計画等の樹立	○市の災害対策本部・消防署・消防団等との連絡調整
○防災知識の普及・啓発	○各支部、各班との連絡調整
○地域内の災害発生危険場所の把握	○消防機関への通報（火災・救急救助等）
○避難行動要支援者の把握	○地区住民への支援要請
○災害応急対策活動の検討	○各種情報の収集、伝達、広報活動
○避難路（所）の点検	○避難所設置に伴う勧告等の伝達
○避難場所の周知と現状の把握	○資機材の調達、配分
○資機材調達、整備の検討	○避難所業務の支援
○各支部における各種訓練の指導支援	○食料等の配分

### 【自主防災組織・支部の任務】

区 分	平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災知識の普及・啓発</li> <li>○招集計画</li> <li>○地域内の災害発生危険場所の把握</li> <li>○避難行動要支援者の把握</li> <li>○広報活動</li> <li>○情報収集伝達訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各班の動員</li> <li>○各種情報の収集、伝達、広報活動</li> <li>○消防機関への通報（火災・救急救助等）</li> <li>○区住民への支援要請</li> <li>○本部への状況報告</li> <li>○避難所設置に伴う勧告等の伝達</li> </ul>
災害応急対応班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初期消火、応急手当等の訓練</li> <li>○資機材調達、整備の検討</li> <li>○避難路（所）の点検</li> <li>○避難場所の周知と現状の把握</li> <li>○個人備蓄の啓発運動</li> <li>○資機材、技術者との連携検討</li> <li>○仮設トイレ対策検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初期消火</li> <li>○負傷者等の救出活動と応急手当等の救護活動</li> <li>○消防機関への通報（火災・救急救助等）避難誘導</li> <li>○安全な避難場所の指示</li> <li>○避難行動要支援者の手助け</li> <li>○避難所業務の支援</li> <li>○物資配分、物資需要の把握</li> <li>○応急修理の手伝い</li> <li>○衛生対策</li> <li>○防犯巡回活動</li> </ul>
避 難 所 運 営 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難場所の周知と現状の把握</li> <li>○個人備蓄の啓発活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所運営の支援</li> <li>○物資配分、物資需要の把握</li> <li>○衛生対策</li> </ul>
給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○炊き出し及び給水訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○炊き出し等の給食、給水活動</li> </ul>
その他地域の実情に応じ必要とされる班		

### (3) 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高めるために、次により防災知識の普及・啓発を行います。【普及・啓発事項】

- 防災組織及び防災計画に関すること。
- 地震、火災、風水害等についての知識に関すること。
- 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- 地震発生直後72時間における活動の重要性に関すること。
- 食料等を少なくとも3日分、できれば7日分確保することの重要性に関すること。
- その他防災に関すること。

#### 【普及・啓発の方法】

- 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- 座談会、講演会等の開催
- パネル等の展示

#### 【実施時期】

- 火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事実施期間中に行うほか、他の催し物に付随する形で随時実施する。

### (4) 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関して把握を行い、改善のための働きかけや要望を行う。

#### 【把握事項】

- 危険地域、区域等・・・土砂災害（特別）警戒区域（※）、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所  
※「危険箇所マップ」（30ページ）参照
- 地域の災害履歴、災害に関する伝承の掘り起こしや保存

### (5) 資機材，器具等の点検

活動体制の災害応急対応班を中心に、資機材、器具等の点検を定期的を実施します。

班名	担当者 (団体名等)	内容	時期
災害応急対策班		防災資機材・救出用器具の点検 (整備)	自主防災訓練前
情報班		防災資機材・救出用器具の点検 (整備)	自主防災訓練前

中央分団 岩谷班	班長	防災資機材・救出用器具の点検 (整備)	自主防災訓練前
-------------	----	------------------------	---------

災害用備蓄物及び備品一覧

令和元年 10 月 1 日現在

項目	名称	数量	取得時期	所有	備考
消火	消火器	3		自治会	
	バケツ	3		自主防	元小学校
情報 連絡	ハンドマイク(電池式 4 本)	2		自主防	
	CDラジカセ	1		自治会	
	テレビ	1	H29	自治会	
救出 救助	テント	2	H26	自主防	元小学校
		1	H27	自治会	元小学校
	ハロゲンライト (大)	1		自主防	
		2	H27	県補助	防災倉庫
	携帯用LEDランプ	5	H27	自主防	
	LED懐中電灯	5	H27	自主防	
	チェンソー	1		自主防	元小学校
	ボルトクリッパー	1		自主防	元小学校
	発電機	1		自治会	防災倉庫
2		H27	県補助	防災倉庫	
水防	土のう袋	80 袋	H26	市	防災倉庫
	ブルーシート	4		自主防	元小学校
救護	救急セット (10 人用)	1		自主防	防災倉庫
	簡易トイレ	3	H27	県補助	防災倉庫
給食 給水	アルミ鍋	4		自主防	
	鋳物ガスコンロ	1		市	
	移動かまど	1		市	元小学校
	かまど	1		自主防	
	羽釜	1		自主防	
	給水タンク	50	H30	市	
	もろぶた	5		自治会	
避難	ヘルメット	10		自主防	

その他 食品	イス（ベンチ）	10		自主防	元小学校
	ガソリン用携行缶	1	H27	自主防	10L
	一輪車	1		自主防	元小学校
	防災倉庫	1	H27	県補助	小学校校庭
	タオル	40	H30	市	防災倉庫
	水 2ℓ	24	R1	市	
	水 500mℓ	100	R1	市	
	缶ビスケット・カンパン	各24	R1	市	
	缶パン	5	R1	市	
	白米	25	R1	市	

各地区備品（集会所）

懐中電灯 非常用ろうそく

LEDランタン カセットコンロ・ボンベ アルミ鍋（大）

（今後整備が必要な資機材）

資機材名	数 量	整備時期（予定）
台車・リヤカー	1	令和2年度
タンカ	1	令和2年度
ヘッドライト防水	10	令和2年度
毛布	20	令和2年度
救急箱（地区用）	7	令和2年度
救急セットの交換	1	令和2年度
段ボール間仕切り	10	令和3年度
敷きマット	20	令和3年度
スコップ	7	令和3年度
ロープ	7	令和3年度

ビニールシート	10	令和3年度
ヘルメット（地区用）	20	令和3年度

(今後整備が必要な備蓄物等)

備蓄物資名	数 量	整備時期（予定）
缶詰類	30	令和2年度
缶パン	30	令和2年度
アルファーマ	30	令和2年度

## （6）防災訓練の実施

大地震・水害・土砂災害等の災害に備えて、情報収集・伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に行うことができるようにするため、次により防災訓練を実施します。

### ◇訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

### ◇個別訓練の種別

- ①情報収集・伝達訓練
- ②消火活動
- ③避難訓練
- ④救出・救護訓練
- ⑤給食・給水訓練

### ◇総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

### ◇体験イベント型訓練

体験イベント型訓練は、防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

### ◇図上訓練

図上訓練は、実際の災害活動に備えるために行うものとする。

### ◇訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

### ◇訓練の時期及び回数



訓練は、総合訓練にあつては年1回、個別訓練にあつては随時実施する。

訓練の実施後は、訓練結果を検証し、次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「避難計画」の見直しを行います。

## 6 避難計画

### (1) 情報の収集・伝達

被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

#### ◇情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

#### ◇情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、防災行政無線放送、携帯無線機、伝令等による。具体的な収集方法については【資料2】の「5 情報収集」を参照

### 避難所の概要

避難所の名称	面積 (m <sup>2</sup> )	収容人員	備 考
敷水集会所	101.00	30	
上敷水集会所	65.00	15	
菟野尾集会所	66.00	15	
上嵯峨谷集会所	61.37	10	
下嵯峨谷集会所	36.00	10	
本願寺		40	
岩谷自治センター	80.00	40	(指定避難所)
旧岩谷小学校	480	240	(指定避難所)
特別養護老人ホームかわかみ荘	560	280	(指定避難所)

岩谷ふれあい広場	3,200	6,400	(指定緊急避難場所)
----------	-------	-------	------------

## (2) 避難

災害により、地域住民の人命に危険が生じ、または生じる恐れがあると認めるときは、次により避難を行います。

### ○避難誘導の指示

災害対策本部から避難勧告等が出たとき、または地域において避難する必要を認めるときは、自主防災組織会長は災害応急対策班長に対し避難誘導の指示を行う。

### ○避難誘導

災害応急対策班長は、避難計画書に基づき、班員を指揮し、住民を避難場所に誘導する。

### ○避難場所の管理・運営

災害時における避難場所の管理運営については、施設管理者や市職員と協力し、自主的な運営を目指す。

### 警戒レベルととるべき行動

警戒レベル	市民の方が取るべき行動	行動を促す情報	情報発信源
警戒レベル5	すでに災害が発生しています。命を守るための最善の行動をとってください。	災害発生情報	大洲市が発令
警戒レベル4	速やかに避難してください。災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や、建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をしてください。	避難指示（緊急） 避難勧告	
警戒レベル3	高齢者等、避難に時間のかかる方は避難を開始してください。その他の方は、避難の準備をし、自発的に避難をしてください。	避難準備・ 高齢者等避難開始	

### (3) 救出・救助

#### ○救出・救護活動

建物の倒壊・落下物等により救出・救助を要する者が生じたときは、直ちに救出・救助活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救助活動に協力するものとする。

#### ○医療機関への連絡

災害応急対策班員は、負傷者が医師の手当てを要するものであると認めるときは、医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

#### ○防災関係機関への出動要請

災害応急対策班員は、防災関係機関に救出を必要と認めるときは、防災関係機関への出動を要請する。

### 防災関連施設〔医療機関〕

種別	名称	住所	連絡先
救急指定医療機関	市立大洲病院	西大洲甲 570	24-2151
//	加戸病院	内子町内子 771	44-5500
//	大洲記念病院	徳森 1512	25-2022
//	大洲中央病院	東大洲 5	24-4551
//	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平 1 番 耕地 638	0894-22-3211

### (4) 給食・給水

避難地における給食・給水は次により行います。

#### ○給食の実施

給食・給水班員は、市から配布された食料、家庭等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等の給食を行う。

#### ○給水の実施

給食・給水班員は、水道及び井戸等より飲料水を確保し、給水活動を行う。

### (5) 避難行動要支援者への支援体制の整備

活動体制の情報班を中心に、避難行動要支援者の支援体制を整備します。

班名	担当者 (団体名等)	内容	時期(目標)
本部 情報班	岩谷地域 自治会	対象者の把握(市から提供)	毎年度
		個別計画の作成(見直し) 〔声掛けのタイミングや移動 手段の確保など〕	毎年度

市の担当部局(社会福祉課、高齢福祉課、保健センターなど)との情報共有、民生委員、区長、社会福祉協議会等と連携して支援を行う。

## 7 計画の見直し

活動に取り組みながら逐次計画の見直しを行います。

なお、肱川河川整備に伴い実施される鹿野川ダム operates 規則変更時には、放流の規則が見直されることから、それに基づき計画の見直しが必要となります。